

平成18年7月25日(火)

【事務局】 お見えになっていない委員がいらっしゃいますけれども、時間になりましたので、ただいまから第9回持続可能な国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思えます。

委員の方々におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日のご欠席は、ご連絡いただいておりますのが麻生委員、磯部委員、それから先ほど根本委員がご出張先のご都合で本日欠席というご連絡をいただきました。武内委員につきましてはおそらく今向かっておられることと思えます。

冒頭でありますけれども、私どもの国土計画局の局長、その他幹部が交代いたしましたので、ご紹介いたしたいと思えます。

まず、新しく局長に就任いたしました渡邊東でございます。

【事務局】 渡邊でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 それから、あと事務局の総務課長に山本が新しく着任しておりますけれども、本日は、すいません、失礼しております。

恐縮ですが、渡邊から一言ごあいさつ申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 7月11日付で国土計画局長に就任いたしました渡邊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長はじめ委員の方々には、昨年来、大変過密なスケジュールの中でご熱心にご審議いただきましてまことにありがとうございます。おかげさまをもちまして、6月13日に委員長から計画部会に対して中間検討状況報告ということで報告をお願いし、その中で国土の国民的経営、あるいはエコロジカル・ネットワーク等の理念を提示していただいたわけがあります。さらに、6月30日に国土審議会を開催いたしまして、その場で計画部会のほうから中間の検討状況を報告したということでございます。

今後につきましては、秋に向けて中間取りまとめの作業というのがございますし、さらにその先に向けては全国計画の閣議決定を来年の夏に予定しております。大変盛りだくさんになっております。それに加えて、当委員会におきましては国土利用計画につきましてもご審議いただいておりますということで、これはまさに国土形成計画と国土利用計画を

一体的に作成するという点で非常に重要な委員会であるというように認識しております。そういうこともございまして、他の委員会に増してこの委員会では大変お忙しい委員の方々のお時間をたくさんちょうだいして、今後ともかなり濃密なご審議をお願いしなきゃいかんということで、私ども事務局としては非常に申しわけないというように思っておりますけれども、今後の活発なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、早速、資料の確認等をさせていただきます。

本日は3つございます。前回の委員会でご意見をいただきました中間取りまとめ、本委員会の中間取りまとめについてのご確認が1つです。2つ目が、今後本格的に国土利用計画の改定について議論を深めていただくわけでありまして、事務局としてその進め方について基本的な考え方をメモいたしましたので、それについてご意見をいただくこと。それから、3つ目が、国土形成計画絡みを中心でありますけれども、戦略的課題といたしまして国土の国民的経営、それからエコロジカル・ネットワーク、これにつきまして議論を進めていただくのですけれども、今日は国土の国民的経営についての基本的な方向性についてご意見をいただくという3つでございます。

お手元の資料の確認でございますけれども、議事次第、それから座席表、委員名簿のほか、資料1、資料2、それから参考資料といたしまして中間取りまとめの見え消し版、それから参考資料2-1、2-2、それから2-3、それから資料3が国土の国民的経営の推進方法、参考資料4-1が、先般行われました国土審議会計画部会等におきます審議状況でございます。

参考資料の4-1につきましては、6月13日に本委員会から計画部会に報告した国土管理専門委員会中間検討状況、それから6月30日に計画部会から審議会に報告が出されました状況報告で構成されております。

それから、参考資料4-2で関係省ヒアリング、参考資料4-3が実態把握調査、それから参考資料4-4が国土利用計画全国計画の改定に係るスケジュールということでございます。

資料ナンバー打っておりませんが、ご参考のために第三次の国土利用計画の現物をおつけしております。

資料の確認につきましては以上であります。何か不備がございましたらどうぞおっしゃ

ってくださいませ。

それでは、以下の議事につきまして委員長にお願いいたしたいと思います。

【委員長】 それでは、議事に入らせていただきますが、先ほど事務局からもお話がございましたように、我々8回ほど専門委員会を開かせていただいている、日程的には6月1日に中間取りまとめの議論をさせていただきます。その中間取りまとめのエッセンスを、先ほど紹介がございましたような形で計画部会に報告したところでございます。本日は、1つは、先ほど事務局からお話がございましたように、その中間取りまとめ、第8回でいただいた意見も含めた最終的なまとめの案をつくりましたので、そのご確認をいただきたいということが第一のテーマでございます。それから、メインで議論いただく話は議事2及び議事3の新しい議題でございます、それぞれご意見をいただきたいと思っております。

それでは、最初の議事1「持続可能な国土管理専門委員会中間とりまとめ」について、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

【事務局】 これは既に一遍もんでいただいたものでありますので、確認的に本日改めて整理してご提出するものであります。

資料の1でありますけれども、便宜上どこが直ったかをあわせて示しております。参考資料の1をあわせて見ていただいたほうがよいかと思っておりますので、参考資料の1をごらんください。

参考資料の1でありまして、あまり美しくはないのですが、大きく変わったところにつきましてアンダーラインを引いてありますので、ご確認いただければと思います。事前にお送りいたしまして見ていただいているかとは思っておりますけれども、委員の方々のこの間のご意見、あるいはそれ以降個別にお伺いしたご意見、あるいは若干文章の稚拙なところがありましたので、それは私どもの目から見て改善をいたしました。それから、ご意見いただけたけれども、むしろ施策、実行する段階で留意すべきであるというご指摘と思われたものにつきましては、文章というよりもむしろ今後の実際の事業を進める上での留意事項として理解しております。

では、一個一個ご説明する時間もありませんし、既に見ていただいておりますので、ざっといかせていただきたいと思っております。

1ページに、ごらんのようにアンダーラインのような修正がございます。

それから、2ページ、3ページにまいりまして、ちょっと大きくアンダーラインが引き

てありますが、これは文章が稚拙でしたので修正いたしました。

それから、4ページの上のほう、あるいは下のほうで修正がございます。

それから、5ページ、6ページといきまして、7ページは修正はありません。

8ページまでいきまして、9ページも用語をそろえるですとか、てにをはに近い修正でございます。

それから、10ページ、11ページと見ていきまして、それから12ページ、13ページで、14ページに自然保護の関係で「重要地域の保全」という項目を1個付け加えております。

それから、15ページ、16ページとまいりまして、17ページは少しランドスケープに大きく手を入れておりますけれども、委員にその後個別によく見ていただきまして、このような形でつけ加えてあります。特に欧州ランドスケープというものを教えていただきまして、非常に参考になるのでこれを中心に頭の整理を従来よりもすっきりとさせていただいたという理解であります。ちょっと小さな注で、「ランドスケープ」とは自然の営みや人間の営み云々ということでランドスケープの定義をここで少しはっきりさせて、それでいろんな文章の立論をしているということでございます。

それから、18ページも委員の方々のご指摘を踏まえて修正しております。

大体アンダーラインを引いたところで、22ページでちょっと大きく削除しているものがありますけれども、これは、22ページ、23ページの部分と重複しておりましたのでここは削除いたしました。

それから、24ページ、25ページにかけまして、25ページで、「私有財産である場合が多いが」云々ということで少し大きく削除しておりますけれども、ご意見に沿った修正になっているかどうかご確認いただければと思います。

26、7と大きな修正はございません。

大体修正につきましては以上でございます。ご確認いただければと思います。

【委員長】 いかがでしょうか。前回、6月1日、若干時間が経過してございますが、いただいた意見をベースに修正したということでございます。

大きく修正した点が、先ほどの報告のように2点ございまして、14ページの「重要地域の保全」ということを新たに大きくつけ加えたということと、17ページのランドスケープのところですね。これをかなり書き加え、修正したという点でございます。その辺は18ページまで影響を与えてございますが、この辺を中心にご確認いただいて、もし何

か特にご意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ほかのところでも、もしご意見があれば結構ですが。

いいですか、ランドスケープの点は。

【委員】　　ここは、ちょっと、じゃ、説明しましょうか。

【委員長】　　どうぞ。

【委員】　　事務局のほうで私に相談がありましたので、ランドスケープの記載を大幅に変えさせていただいております。この主旨は、部会等で、なぜ景観やあるいは風土といった言葉ではなくてランドスケープという言葉を使わなければいけないのかというかなり本質的な問いかけがあったことに対して、少し理論武装をするということでございます。

この言葉の必要性についてはおおよそ2つあると思います。1つは、ヨーロッパの欧州ランドスケープ条約にもあらわされておりますように、この言葉自身がいわば国際的な共通語としての地位を獲得しつつあるということで、そういう意味で、私たちが独自にこの言葉を使うということよりも、今世界が環境という問題をめぐってより人と自然の関係、あるいはその結果としての健全で潤いのある風景、こういうものを求める時代になっているという状況を十分踏まえた上でこの言葉を使っていくのだという、そういう点が一つでございます。

それから、もう一つは、景観という、これはここで議論したことでありますけれども、言葉に示されている内容がややこの国土計画で我々が議論しようとしている内容に比べると狭く使われ過ぎているということと、同時に、風土という言葉は今度は逆にその意味合いが少し違うというような、これまで使われてきた用語間の関係を整理した中でランドスケープという言葉をやはり使っていきたいという、そういう主張としての議論を強化したという、その2点でございます。

結果として、この言葉が国土形成計画の中での非常に大事なキーワードとして残っていくということを特に強く願っております。

以上です。

【委員長】　　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。もしよろしければ、この持続可能な国土管理に向けて中間取りまとめでございますが、この案をできればとらせていただいて、次回精査されたほぼこのままになるかと思いますが、てにをははもし間違っていればそれは修正でございますが、これを中間取りまとめとして案をとった形で確認させて

いただきたいと思いますが、そういう手続でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、この点についてはご確認いただいたということにさせていただきたいと思えます。

【事務局】 委員長、すいません、ついでと言ったら恐縮ですが、参考資料4-1を見ていただきまして、関連しますので、これもここでご紹介したいと思います。参考資料4-1です。後ろのほうにあります参考資料の4-1。右上にラベルを張って、ラベルというか印刷してあります。

【委員長】 これ、私が報告したものでしょう。

【事務局】 はい。

【委員長】 先ほど申し上げましたように、参考資料4-1は計画部会のほうに中間検討状況という形で報告したものでございます。

これは中身、変えてないですよ？ 当然。

【事務局】 変えておりません。

このような形で、若干前後しますけれども、13日にご報告いただいたということと、それから、ついでで恐縮ですが、このような報告を各委員会から部会が受けまして、部会としてそれを総合的に取りまとめて、参考資料のページをめくっていただきますと、ポンチ絵の次のページなのですけれども、「計画部会及び同専門委員会のこれまでの検討に係る論点整理」ということで、計画部会が各委員会の議論を総合的に取りまとめて、本審議会にこのような形でご報告しているということ、これはご参考で計画部会の審議の状況について今こういうふうに流れておりますということでございます。当委員会の該当部分につきましては、この計画部会の資料の一番最後で、6ページ、このようなことを中心に本審議会にご報告がなされているということをついでにご紹介させていただきました。

ありがとうございました。

【委員長】 それでは、この件についてはひととおりご議論させていただいたということにさせていただきます。

議事2でございます。資料2にわたりますが、国土利用計画改定の考え方について、事務局から資料説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

【事務局】 それでは、私からまた引き続きやらさせていただきます。

資料2を中心にご紹介したいと思います。参考資料の2-1から2-3までを適宜使わせていただきます。

このペーパーにつきましては、これから第4次国土利用計画を策定していくためのプロセスに少し進めさせていただくわけですが、閣議決定文書を策定、改定していくに当たっての基本的なスタンスと申しますか、考え方と申しますか、そういうものをメモしたものでございます。

まず、入口としては「国土利用計画の今日的な意義について」というものを確認させていただきたいということでまとめておりますが、これにつきましては、ちょっと迂遠でありますけれども、まず過去がどう流れてきたかというのを若干おさらいさせていただきまして、その上で今日どうなのだというふうに見ていただいたほうがかえってわかりやすいかなと思いますので、参考資料の2-2と2-3をご参照いただきながら、くどいですが、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料2-2をごらんください。国土利用計画法の史実からメモしております。田中角栄内閣のときに新国土総合開発法案というものが国会に提出されたけれども、それは政治対決法案になってしまいましたが、土地対策の重要性ということで、提出法案のうち現在の国土利用関係部分のみが国土利用計画法として成立したという史実がございます。いわば土地対策法としてスタートした国土利用計画法であったということになります。今でもそうであるということです。

法律制定後速やかに第1次計画が策定されまして、旺盛な土地需要ということでありまして、参考資料2-2の次のページを見ただけですと、時代背景、何となくにおいがわかるかなと思ってつけてみたのですが、住宅地と商業地の地価がこのようなインデックスに推移したということですか、第1次計画、第2次計画、第3次計画の策定期間、それから全総が大体直後に策定されているとか、あるいはリゾート法ができたとか、環境基本法が成立したとか、周辺の社会状況なども参考にしながらその時々で国土利用計画がどうなってきたかということをおさらいしていただければと思います。

適宜2ページ目を見ただけながら最初のページに戻りますけれども、旺盛な土地需要という中で限られた国土資源を前提とした需要の調整が重要な課題であるということで、森林、農地等々、地目の相互の土地利用、つまり農地と宅地とか地目をまたがる相互の土地利用展開について大きな問題意識があったということになります。国土利用計画の上位性がありますので、それに対して全総がいわば野放図な開発とならないように上から律す

るといふ位置関係で国土利用関係がスタートしたということでもあります。

第2次計画になりまして、これはちょうど82年ですのでバブルが始まる前だったと思いますけれども、なお都市化の進展や経済社会活動の拡大等が進むと認識されまして、地目をまたがるような転換もあるけれども、それ以上に国土利用区分ごとの個々の土地需要の量的調整というのが引き続き重要であるということと、それから質的向上が第2次計画で初めてうたわれました。質的向上を図る観点としては、安全性ですとか、快適性、あるいは健康性という3つの視点が重要となされたわけですが、この計画の直後に、85年にプラザ合意が出されまして金融情勢が大きく変わり、土地についてもバブルに巻き込まれていったという状況でありました。

第3次計画になりまして、これは1996年ですので阪神・淡路大震災の1年後ぐらいだと思いますけれども、状況認識として少子高齢化ですとか、国際化・成熟化ということで、地目間の土地利用転換の圧力は弱まるのだと。なお、都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大が進むのだという認識のもと、土地利用転換圧力が低下する状況を国土利用の質的向上を推進するための機会としてとらえ、引き続き質的向上を図る。そのときの支点としては安全で安心ですとか、自然と共生する持続可能な国土管理ですとか、あるいは美しいゆとりある国土利用という視点が強調されたわけでありまして。

このような国土利用をめぐる問題意識も変遷してきたし、それから質的向上の考え方についてもいろいろ変遷してきたということでございます。

それから、もうちょっと見ていただきますと、参考資料の2-3を開いていただけるといいかと思えますけれども、これは第1次から第3次までの国土利用計画の一覧表なのであまり感じがよく出てこないので一々細かくは触れませんが、次のページ以降、1次から3次までを横に全文並べたものがございます。

これで、例えば1次計画の11分の1ページの一番左側の枠を見ますと、限られた国土資源を前提とした需要の調整が重要な課題。つまり、課題の認識は、一番下にありますように、第一に有効利用促進、第二に相互の土地利用の転換だという認識でありました。第2次、3次では、その前提としての国土の利用についての状況認識が非常に拡充されまして、次のページにまいりまして11分の2ページですけれども、国土利用の課題の認識につきまして、第2次計画ではごらんのように土地需要の量的調整、それから国土利用の質的課題・向上、このような記述になっております。それから、第3次計画では、需要の量的調整、質的向上がこのように技術も拡大されているということです。

それから、地域類型別の国土利用の基本方向というのが第3次で増えていますが、これは実は第2次で既に増えておりまして、順番が逆になっています。11分の5ページを見ただけですと、地域類型別の国土利用の基本方向。これは、国土利用の質的向上を図るということを利用区分別、農地とか宅地とかそういう利用区分別だけで記述がなかなかできないので、このように都市とか、農村、漁村とか、このような切り口で地域類型別の国土利用の基本方向というものを設けて質的向上のあり方をより適切に類するために創設されたものであります。このように11分の2、3、4と、特に11分の3ページから11分の4ページにかけて、利用区分別、すなわち農地、宅地、原野、水面、水路、道路、住宅地等々、このような切り口でそれぞれの方向性について記述されている。かつ11分の4ページですけれども、右一番下でレクリエーション用地ですとか、低未利用地、このような利用区分が時代背景とも相まって2次から3次にかけて増えたという状況がございます。

それから、どの計画でも11分の5ページの下半分から次のページにかけて分かれていますけれども、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標というものを掲げてきております。この枠組みはいろいろ検討はなされたようですが、1次から3次まで共通してございます。

それから、11分の7ページ以降、今度は3つ目の要素として、11分の7ページに、3.「2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」。これは要するに前のほうの基本認識を達成するための手段だという論理構成ですけれども、3次計画でありますと公共の福祉の優先、これは土地基本法ができたこととも関係していると思っておりますけれども、公共の福祉の優先ですとか、法の適切な運用ですとか、あとは国土の保全と安全性の確保、それから11分の8ページ、9ページにかけて美しい国土の形成ですとか、土地利用の転換の適正化等々、手段的なものについてここで記述しているということです。

後でご紹介いたしますけれども、各省のヒアリングなどにおきましてこのようなあたりも中心にいろいろ各省からも情報を出していただいて、検討していく必要があるのかなということがございます。

ちょっと迂遠でしたが、前置きでありまして、もう一遍資料の2に戻っていただきまして、このようなことを経てきましたよという中で、今日的な意義は何でしょうかという改めての問いでございます。いろんな状況が変わる中で、第3次計画を策定したのが平成8年でありますので、それ以降いろんな状況が大きく変化して、新たな国土利用計画によっ

て持続可能な国土利用のあり方を提示していく必要があるのではないかという大きな問いかけでございます。

1つが国土利用の質的向上ということ。これは、今詳しく見ていただいたものでございます。それから、量的調整につきましても国土利用区分相互の土地利用の転換という計画と調整は一息ついて、それぞれの区分における土地の有効利用や保全がより強調されてきているということですか、あるいは（２）で国土利用計画の意義と数値目標ですけれども、いろんなことを踏まえますと国土利用計画の性格そのものが量的観点を中心とした土地利用の総合調整という要請で、国土利用のあり方を国土全体・地域全体を対象と示す計画という側面であったのが、これに加えて国土利用の質的向上を国土利用区分横断的に推進するという観点で国土・地域を全体として適切に維持・管理して、よりよい状態で実際に検証していくための指針であるという側面が強まっていると考えたらよいのではないかとか、あるいは本委員会での中間とりまとめの認識に照らして考えますと、このような認識がますます強まって、質的向上を重視していくことが引き続き重要ではないかとか、さらには、この場合用途別面積目標、さっきご紹介しましたけれども、発足当時は量的調整を行うための制約条件的な意義が強かったと思いますけれども、今日的には持続可能な国土管理によって今後とも維持していくべき国土利用の全体のおおむねの目安というぐらいの意義ではないか。むしろそのための国土管理の考え方をきちんと適切に示すことがより重要な点ではないかということでございます。

2ページにまいりまして、中間とりまとめでも触れていただいておりますけれども、人と土地とのかかわり合いが多様化しているという中で、宅地、農地、別個ではなくて相互の関係ですとか、あるいは多様な主体と土地とのかかわり合いですとか、あるいは個別的に各地域において個別具体的に生じているいろんな摩擦などもマクロの観点からも考慮した上で、双方向・総合的に土地利用をマネジメントしていくことの重要性を全国計画においても強調すべきではないかという問いかけでございます。

それから、ちょっと視点を変えまして、今度は国土利用計画の役割・機能であります。国土利用計画というのはいわば道具ですので、今日的な状況認識ですとか、国土利用計画という法律上の道具をどう使っていったらよいかということでございます。

これは参考資料の2-1を参照していただきたいのですが、1枚紙、参考資料2-1で「国土利用計画と他の諸計画との関係」という1枚紙があります。これは、随分前に見ていただいたものなのですが、国土利用計画というのは3階建てで真ん中にありまして、例

例えば左側にいきますと国土利用計画法の中で土地利用基本計画というものがあり、このようなものを介して都市計画法ですとか、農業振興地域の整備に関する法律等々によります個別具体的な土地利用規制とも関連がされている。右にいきますと、国の各種計画、例えば森林林業基本計画ですとか、国の国土利用に関するいろんな計画がありますけれども、これに対する上位性を持っている。つまり全国計画は諸計画の基本としての位置づけが与えられているということでございます。これは全国計画もそうですし、都道府県のレベルでも同じような基本性がありますし、市町村計画におきましても若干複雑ですけれども個別具体的な土地利用に対する基本性というものが、ただし緩やかな形でありまして、このような形で我が国の土地利用に関する全体の法体系、あるいは計画体系が全体として機能するためのいわば要の位置、特に全国計画は要の位置という役割でありまして、こういうことも踏まえますと国土利用の最も基本的な考え方を今回もきちんと明示していくことが大変重要であるという認識でございます。

それから、視点、法的な役割というよりもむしろ実態的な役割といたしまして、関係機関ですとか地域住民の合意形成の場としての機能がございまして、これにつきまして、それぞれのプロセスにおきます合意形成ですとか、特に合併後の新たな地域のアイデンティティが求められているような時代におきまして、むしろ国土利用計画の合意形成機能というのが見直されてしかるべきなのではないかとか、あるいはちょっと言葉は乱暴ですが、3つ目の丸で対症的に土地問題に対応するというのではなくて、あるべき姿に向かって皆さんの意識を合意形成しながら土地利用を誘導していくということが求められるとすれば、むしろこのような合意形成機能がもっと積極的に活用されるべきではないかとかいうような視点であります。

それから、実際に複数の市町村におきましては、例えば条例の中に国土利用計画を位置づけて、そのような位置づけを与えた上で当該市町村の土地利用に関する最上位計画という位置づけを与えて活用しているという事例も複数ございます。このような動きにつきましても十分考慮して、国土利用計画の役割を検討していくべきではないかということでございます。

3ページにまいりまして、じゃ、内容をどうするのだということで、これはこれまで8回、懇談会を入れて9回審議していただきました中間取りまとめの内容をいかに閣議決定文書に反映していくかということが基本になってまいります。これにつきましては十分に個別には議論していただきましたのでご確認いただければということでございますけれど

も、国土利用の課題について問題意識として国土の質の劣化ですとか、管理水準の低下というものを指摘していただきました。

それから、人と国土の関係をめぐる新たな状況というので、人々のつながりの多様化、公益化等、いろんな形で土地へのかかわり方が変わってきているということなどを指摘していただきました。

それから、国土利用に関する方向性ということで「国土管理」という概念、この要望自体はもちろん別に今回湧いて出てきたものではありませんので、これまでもいろんなところで使われている用語でございますけれども、「国土管理」ということをかなり明示的に意識して審議を進めていただいているのではないかと考えております。

それから、そのときの重要な視点として、「循環と共生」、それから「安全と安心」、「美（うるわ）しさ」。「循環と共生」につきましても従来の循環論を少し超えるような大循環論と言いましょか、人間活動と調和した物質循環系の構築というところまで踏み出した循環論を転換していただいたと思っています。それから、「美（うるわ）しさ」につきましても、ランドスケープとも関係するかもしれませんが、視覚的な美しさに加えて国土の相互的な質の高さという点での視点を指摘していただいたと思っています。

あと、多様な主体の参画・連携ということで、いわば国土の国民的経営の理念的な部分について整理していただいたということでございます。

4ページにまいりまして、委員から先ほどお話がございましたように、ランドスケープにつきまして打ち出していただいたということですか、海洋・沿岸域につきましても持続可能な海洋・沿岸域の管理ということで、当委員会に限らず議論されておりますので、これをどのようにフォローしていくかという問題がございます。

それから、その下の※の部分であります、国土形成計画絡みを中心としたいわば戦略的課題という観点で、国民的経営とエコ・ネット、これは両にらみで形成計画ダマとしても引き続き検討していただきたいということでございます。

最後に、国土利用の状況の定量的な把握という切り口がございます。国土利用の状況の定量的な把握につきまして、まず1つは、第4次計画におきます利用区分別規模の目標の集計を実は事務的な作業としてそろそろ開始しなければいけない時期にきておまして、この集計に当たりまして、まず目標年次を定める必要がございます。目標年次につきまして、直近のデータ取得可能年が2004年ですので、基準年を2004年とし、それからこのままいろんなものが順調に行けば閣議決定が2007年となる可能性が非常に高いと

ということもありますので、計画期間を10年と考えまして目標年を2017年ということと考えていきたいということでございます。

それから、地域の実情に応じた独自指標の設定ということで、場合によっては地方公共団体が作成する国土利用計画におきまして当該自治体が全国計画を基本としないといけませんが、基本としつつそれに加えて例えば廃棄物の関係ですとか、地域の実情に応じた独自指標を計画に位置づけるという意向も今出されております。このようなことにつきましては歓迎すべきことととらえて、何らかの方法で支援していく方法についても検討していったらどうかということでございます。

それから、国土利用に関するモニタリングの実施という切り口でありますけれども、何といても国土管理の基礎として国土利用の状況を的確に把握することが重要であるということで、国土の質的劣化ですとか管理水準の低下などにつきましてその状況を把握する手法等々につきまして、新たな科学技術の発展なども頭に入れながら引き続き検討を進めることが重要であるということでございます。

残念ながら本日まとまった形でお諮りできる状況になっておりませんが、引き続き検討してまいりたいと思っております。

それから、5ページが最後ですけれども、以上のようなことも踏まえまして、確認的にここに書いてありますけれども、さっき見ていただきましたように国土利用計画というのは政令で計画事項が決まっております、国土利用に関する基本構想、それから利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要、それからこれを達成するために必要な措置の概要ということになっております。

計画の改定、第4次計画の策定に当たりましては、当委員会の中間とりまとめを基本構想の基礎としながら、2と3につきまして関係省庁のヒアリングや都道府県への調査ということを並行して行いながら案の策定を進めていきたいということでございますのと、従来からご案内しておりますように、形成計画と一体として策定されるということでございますので、審議会におきまして一体的な審議を進めて、現在のところは来年の中ごろの閣議決定を目指すということと考えてございます。

委員からメールでご意見とかコメントを頂戴しております、口頭ですがご紹介したいと思います。「国民的経営というテーマなので、国民の貢献という面がまとめられており大変結構と思います。ただ、実行するためには国が国土の状況をモニタリングしていることが重要で、それなしにはどこに問題があるか把握できないので、アクションを起こす

きっかけがつかめないことになります。全体の中ではこの点を念頭に置くべきだと思います」と、以上のようなコメントを頂戴しております。

資料2の関係では長くなってすいません、以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、国土利用計画の改定の考え方、資料2を中心に関連する資料のご説明がございましたので、それについてご意見をいただきたいと思います。

きょうの議論は、これから我々専門委員会で議論する国土利用計画を議論する大きな枠組みですね、法で決められている枠組みもございますし、我々が議論してつけ加えるべき項目もあると思いますが、このような改定の考え方でよろしいのかどうかということについてご意見いただき、具体的な中身については後ほど委員会で議論いただくということにさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 1点すいません。4.「国土利用の状況の定量的な把握について」という欄の地方の考え方。これを見ますと、地域の事情に応じた独自目標を歓迎すると書いてありますね。そういうものをつくっていい。そうすると、例えば各県で独自の計画をつくったときに、これは国の方針と違ったものが出たときはどういう形の考え方をしますか。独自の違った考え方をつくってもいいということですか、土地利用。考え方。

【事務局】 これは、国土利用計画体系の中での話でありまして、国土利用計画におきまして都道府県計画は全国計画を基本とするとなっております。その「基本」というのは何かという議論になってまいるかと思っておりますけれども、そこは非常に緩やかな形での基本性だと私ども思っております、個別具体的に明らかに変とかいうことになれば法律の規定に従いまして、詳しく、条文を今持っておりませんが、国や県に対して意見を言うことはできます。ただ、計画体系全体が非常に緩やかなものでありますので、そのような形でお互いに意思をやりとりしながら進めていくということです。

【事務局】 すいません、ちょっと補足しておきますと、地目別区分というのは全国一律でやるということで、各県によってはこれ以外に目標の区分をこれと矛盾しない範囲の中でやりたいというような話もあるのです。地域の個別の問題としてそういう必要性があるようなところは考えられるので、そういうものについて国が一律でなければいけないということはむしろおかしいのであって、そういうものはむしろ個別の地域の独自の取り組みとして示していくような話でしょうということがまず前提にあります。例えば環境的な

指標をもう少し入れるとか、そういうものならむしろ望ましいのではないかなど。そういうふうな意味合いだとお受け取りいただきたいと思いますが。

【委員】 「歓迎する」という言葉が入っていますが、これはどんどんやりなさいよ、県としての独自性を持ちなさいという意味の歓迎でしょう？ そういう意味でとっていいですね。

【事務局】 そうです。

【委員】 わかりました。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 結構です。

【委員長】 私はこういうふうには考えているんですけども、利用区分別規模の議論をやっているときに、全国各都道府県からデータをもらおうとすると、それは現在やっている区分の域を出られない可能性が非常に強いのです。ある新しい要素を入れて、全国押しなべてそういう指標がとりたいといったときになかなかできない。だから、いつまでも全国利用区分別規模の目標の利用区分がずっと同じであるというのはいかがなものか。特に今回の国土形成計画の面から見ると、できるだけ地域の独自性を生かして計画をつくりたいという思考もございますので、国土利用計画のほうでそれをこたえとすると、各こういう独自指標の設定をしていただくということはむしろ望ましいのではないかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 基本的な方針としては非常に賛成できると思います。特にクオリティの面を書かれているのは非常に重要と感じています。今の話とも関連するのですが、例えば資料2の3ページでクオリティの問題のところ、国土利用の課題のところ、真ん中からちょっと上、3ページのちょっと上ですが、適正な管理が行き届かない森林・耕作放棄地の発生・都市内の低未利用地の増加などの国土の管理水準の低下という問題が指摘されています。ここで言われている低未利用地の問題が例えば量的に議論される、すなわち量的な指標を用いることで質的な課題が把握できる部分もあるわけです。参考資料2-3の表紙では、第3次国土利用計画の中で利用区分が、先ほどのご説明でレクリエーション用地とか、低未利用地とかが区分として増えましたという議論がありましたが、例えば各都道府県毎に質の悪い低未利用地を国が言うよりもさらに削減しますとか、そういう都道府県毎の個性が考慮できるのかも分かりません。お尋ねしたいのは、そういう質の議論を量

ではかる部分が当然あるはずなのですが、そこまでの量というのはこの新しい一覧表の中に指標として出てくるのでしょうか。つまり、それは低未利用地の量を具体的に数値として出すことだと僕は思うのですけれども、今までの表の中には低未利用地の数値は入っていないようです。それを数値として出して議論される予定というのはあるのでしょうか。

【事務局】 事務的に低未利用地の議論をどうするかというのは一つの課題なので、検討できないかという議論は実は事務的に、事務当局内部でやりました。ただ、この場合非常に難しいのは低未利用とは何か。定義が非常に難しいところがございまして、千差万別の議論になってしまうものですから、ある人間から見ると低未利用だということが必ずしも低未利用ではない。それから、タイムスパンを一体どう見るかというさまざまな議論があるものですから、全国一律してこれは低未利用だと国が決めつけるのはいかがという感じはいたします。

したがって、むしろそういったものをどうしても定義したければ、県なり、市町村の中でそれなりの定義をして、こういうものだとお決めになって、どうするかということをしたほうが適当ではないかというような事務方での議論になっておりますので、なかなかそのあたり、全国計画でそれを持ち上げるのはいかがかというのが今のところの検討状況でございます。

【委員】 わかりました。今の地方の提案というのに関連するお話なのかなと思ったので。はい、了解しました。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【事務局】 すいません、紹介を忘れてしまいまして、お手元にこのように「低未利用地の活用管理に向けて」、全くの参考でございますが、土地政策分科会のほうで、つい最近このような資料が取りまとめられましたので、配付しております。すいません、以上です。

【委員】 今回の議論にも関連してちょっとおやっと思ったことがあるんですけども、4ページのところで、先ほどの資料2です。これは独自指標、「指標」という言い方というのは、目標等を考えていくときの一つのパラメーターだということで、目標そのものではないのです。だから、全国的な指標が幾つかある中に各地区で、あるいは地方で、さらにアディショナルに指標をつけ加えていって、それについて議論することが可能だと考えればいいのでしょうかというのが1点。

それから、先ほどの、これは参考資料の2-3の11分の5のところにありますように、

目標すなわち利用目的の目標が全国レベルで書かれていると見て、地方別にはそういう目標というのは設定しない。ただ、全国合計すればこれぐらいの値になればいいねというのがこういう目標なのかなと思うのですけれども、それが正しいのかどうか教えていただきたいと思います。

同じくこれに関連してですけれども、今までずっと流れの中で利用区分相互の土地利用転換を進めてきて、それから前回で利用区分ごとの転換はある意味じゃ飽和しているとしたのですか。で、利用区分の中での質的向上を図るという方針に変わってきた。これは、今日のお話によりますと、前回の計画でそういう方向性を決めたことを今回も堅持していこうというご提案なののでしょうか。すなわち第3次で、第2次では土地利用区分相互の土地利用転換を進めてきたのを2次で、3次で一旦土地利用区分ごとの中でのやりとりによって質的向上を図ってきたのをそのまま堅持するのか、今後も土地利用区分ごとの相互転換というのは積極的にやっっていこうというのか、その辺については議論がないまま今回の提案では土地利用区分相互の転換は飽和なのかなと考えられているのか、この辺お願いしたいと思います。

【事務局】 3ついただいたと思います。最初の指標の件ですけれども、指標は目標とは異なっていますよねという話と、それから、それは国と共通である必要はなくて地域の実情に応じて追加的なものはあり得べしであるかということだと思いますけれども、そのとおりだと思っております。国土利用計画の目標自体も、目標という性格に加えてむしろモニタリングのためのベンチマークという位置づけも強まってきておりますので、指標的な性格が強まってきているという部分もありまして、いずれにしても目標とは異なる温度計みたいな指標であるという部分が強まっていると思います。その意味では委員のおっしゃるとおりかと思えます。

それから、アディショナルなものにつきましても、これまでお話がありましたように、地域の実情に応じて地域で必要な指標について独自に設定していただく分には非常にいいのではないかということでもあります。

それから、2番目の11分の5ページの利用区分別の目標。これは国であるけれども、県、市はどうなのだというお尋ねでありますけれども、これは実は県も市も同じ枠組みで従来やってきていただいております。これは、1つは、3階建てのそれぞれの基本であるということ。それから、時代の要請で農用地全体としてどうなるのだというところが主眼でありましたので、この部分は基本としてみんな一緒にやっってくださいという部分で、何

も押しつけということではないんですけれども、お互い共通の部分は、ここは共通にやりましょうねという主旨でそれぞれ県も市も同じ枠組みでやってきていただいております。ただし、それに加えて、ある自治体については同じ農地を例えばもっとブレークダウンするとかいうのは臨機応変にやってきていただいております。共通部分はお願いますというお願いをしてくれております。

それから、利用区分を超えた土地利用転換を推進するという立場をとったことはこれまでもありませんで、一貫して第1次計画のときから利用区分を超えた土地利用転換について非常に慎重にやらなきゃいけないというスタンスでございます。それに加えて、それは飽和したという認識が明示的に出ているわけではないと思っております、それだけではなくて土地利用区分内のいろんな土地利用の転換についても考慮しなければいけないという要素も加わってきたと考えております。

【委員】 第2次で特に相互転換を図ったわけではなかったと判断をしたほうがいいわけですか。

【事務局】 ええ。それを推進したということではありません。

【委員】 あっ、推進したわけではない。

【事務局】 はい。

【委員】 でも、現実的に第2次のときにはかなり転換があったという判断は、それもないのですか。

【事務局】 実態としてですか。

【委員】 はい。

【事務局】 実態としては、目標の数字に対しまして実態はちょっと数字は今手元にありませんけれども、第3次計画ですと実態としては農地が520、今11分の5ページを見ているんですが、第2次についての数字が今手元にありませんが、第3次の数字につきましても、農用地、平成4年で525ヘクタールが平成17年で499万ヘクタールに減るという認識でありましたけれども、実際の数字はこれよりももう少し落ち込んでおります。

【委員】 はい、わかりました。ありがとうございました。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 今度の地域住民との合意形成の場としての機能というところが入っているのですが、私自身田舎に住んでいて、今ちょうど高速道路がずっと続いて建設されてきてい

ます。その計画に私の山がちょうど入っている。いま用地の測量やボーリングが始まっていますが、地域住民の合意形成の場ということを考えるならば、計画ががっちりかたまる前にもう少し長期的なアセスのようなものがあるのではないかなという気がします。特に私は、今までのように非常に貴重で保全すべき自然だとか、明らかな部分に関しては避けられるだろうけれども、例えばその地域の中で伝統的に使われていたところだとか、それなりに地域として価値があるのだけれども、規制だとか行政の法律の中で守られていない、そういうものを拾っていく仕組みというのが今度の計画の中で書いていかないといけないのだらうと思います。

例えば環境に限ってみれば、今までのような環境アセスよりももうひとつ前に計画が固まる前はかなり長期的に、計画が動き始めるときに長い目を持ったアセスを行っていくというとらえ方。そのときに、私個人的にはただ環境だけではなくてランドスケープだとか、あるいは地域の伝統的な土地利用だとか、そういうものが幾つか項目としてあってやれば、ここにもちょっとあったようにさまざまな摩擦というものを防ぐには非常に有効だらうと思います。また、特に環境なんかに関しては、質的と言う限りは今後非常に目立つ環境要素だけではないところをどう維持していくかということが非常に大事になってくる。そんなことがこのようなやり方で救われると思います。

自分のほんとうに卑近な例ですけれども、私の森林というのは日本で森林認証制度を最初に取った森林で、見学者が年に何千人か来るのですけれども、多分高速道路をつくる段階でそういうカウントは全然されていないのです。ど真ん中にどんと入ってくるわけです。多分300メートルもいかない100メートルちょっとずらしたら結構森林の中心地が抜けるのになど。私はだからといって反対するつもりはないのですけれども、多分そういうことが事前に計画の中で考慮できる。あるいはそこにちょっと貴重なシダの群生があるとか。でも、それは文化財でもないのだけれども、本来事前に、ただ説明会だけではなくてお金をちょっとかけてちょっと調査をしておけばほとんど情報として入手できる。路線決定のときに可能か不可能は知らないけれどもちょっとずらせばいいということがほかのところでもいっぱいあると思うのです。それができないと地域住民の合意の形成だとか、摩擦を考慮するということが非常に難しくなってくる。その辺をもう少し検討するような場があればいいなと思っています。

【委員長】 私の経験では次のような仕組みが考えられる。市町村レベル、場合によっ

では県レベルかもしれませんが、土地利用計画、この国土利用計画の市町村版、都道府県版をつくって、例えば県や市町村が土地調整条例を策定して、調整の仕組みを土地利用計画をもとに行う。例えば、保全すべきところを位置づけてと、このエリアに入る開発については協議して、議論して行うべきだとしている計画があります。委員がおっしゃるのは、おそらくこの地域はそんなに完全に保存すべきところではないけれども、もしここに何か開発が起きた場合には行政と市民と、それから事業者と一緒に協議すべき、調整すべきエリアですということを計画で位置づけておけば、協議の仕組みに乗せて、しっかり調査をやるべきだという仕組みになれるはずなので、おそらく都道府県とか市町村のレベルの国土利用計画の議論ではないかなと思います。そういう機能をむしろこれから持つていく必要が特に強いのではないか。今までもそういうことをやっている都道府県なり市町村はあります。それから、それがもう少し幅広に広がっていけばいいなと個人的には思っているところです。

【委員】 素人なので詳しい説明はできないですが、何となく環境に関してももう少し長期的なアセスメントみたいなものが打てれば、それをアセスメントというのかどうかわからないのですが、もう少し長期に、計画がフィックスする前にやっておく。それでお互いに納得もいくし、コストもかからないという発想が出てくると思うのです。アセスメントに金をかけることによってトータルとして安くつく。そういう発想がないと質的な維持だとか、地域住民の参加だとかということは難しいと思います。

【委員】 関連していいですか。今アセスメントと言われたのですが、アセスメントは今よくやられているものが事業アセスといって、ダムをつくるとか、ある部分で土地改編を伴う事業が行われるときはアセスメントされます。それに対して、そこに事業が入る前にそういうところをできるだけ避けて計画を立てたいねということで戦略的アセスということが少し前から始まっていて、そういう議論が始まっています。そのときに、地域ごとに詳細なデータというよりも、やはり日本国土全体でどういうところはそういう事業が広い視野から、あるいは広い視点から避けないといけないところがあるというのはあらかじめ知っておくといい。すなわち河川事業なんかでいうとダム事業と、それからもう一つは河川の全体の計画みたいなものがあるけれども、もう少し大きな、今行われているのは河川計画みたいなものを立てるときの戦略アセスみたいなものは考えましょうという話なのだけれども、それをやろうと思うと国土の中のどういうところに、例えば今委員がおっしゃったような歴史的な価値があるところであるとか、あるいは風土的な価値がある

とか、あるいは環境的に価値があるところを現実に押さえておかないとそういうことはできない。すなわちスクリーニングという概念だと思うのですが、そういうことができるものを国土計画の中でも、すなわち戦略的アセスと今言われているよりもっと大きな視点で押さえておくと、国土計画の例えば利用区分とかいろんな部分を考えていって当てはめていく中でも非常に有効なデータとなるので、もし今利用計画とかいうものを議論する中で、河川計画とかそういうものよりもさらに大きな視点でスクリーニングのできる仕組みというものを国土計画の中に先端的に取り込んでおくということは非常に価値のあることかなという気がいたしました。

【委員長】 ほかに関連して。どうぞ。

【委員】 私も委員おっしゃったことというのはおそらく戦略的なアセスメントよりもっと総合的なアセスメントを土地の利用に関する合意形成の最初の段階でしておくべきだというご意見なのではないかと思うのですが、そういうアセスメント、何て名付けたらいいかわかりませんが、この委員会が持続可能なという国土管理ですから、サステナビリティアセスメントとか、そういうことになるのではないかと思うのですが、それぞれの枠組みということではないのですが、国連のミレニアム生態系評価というのが生態系サービスと人間の幸福がどういうふうな影響を受けるかという枠組みでアセスメントをしているのですが、それが若干社会システムとその基盤となっている自然のシステム、両方に目を向けたアセスメントという意味では若干参考になるのではないかと思います。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 今、委員のお話を伺っていて思ったのですが、この資料2の4ページの4番の国土利用の状況の定量的な把握についてということで、今利用区分の話とかいうのも出てきたと思うのですが、今までの国土利用計画の中では利用区分の面積把握というある意味で指標にしているものというのが、ここに書いてあるように農用地、森林、原野といったような項目だと思うのですが、例えば先ほどの中間取りまとめのところの14ページに新たに重要地域の保全という項目を入れてくださったということを考えると、では、日本国土の中に重要地域と考えられるような場所がどれぐらいあるのかといったようなそれこそ定量的な把握、これはむしろ環境省のほうの把握ということになるのかもしれませんが、こういう横断的な、例えば林野でいうと日本全体とコリドー計画とかもありますし、そういった意味で、もうちょっと違う観点からの定量的な面積把握とか、いわゆる日本国

土における分布の把握とかいうのが何かもっと違う指標でできるのではないかなという気が、今、話を伺っていて思ったので、それこそ今までの第3次までは全部表とか文章とかも同じようにできているのですが、新たに今回のところでそういう新たな項目を入れて検討するといったような試みもあっていいのではないかとちょっと考えました。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 すいません、国土利用計画の機能と役割という点についてですけれども、皆さんからお話があったみたいに、全国計画で今後のあるべき姿をこの文章で示すというのと同時に、もう一つ共有データ、今後の都道府県ですとか、市町村が計画をつくっていく上での共有データ、それからもう一つアセスメントの方法というのですか、解析手法、どういうふうはこのデータを分析したらそういうデータがとれるのだという使い方といいますか、国土利用計画全国計画の使い方みたいなのが一つ備わると使い勝手がいいのではないかなというのが1点目と、2点目は多様な関係機関、地域住民との合意形成の場としての機能という点が挙がっているのですけれども、これは、非常に重要だと思うのですが、市町村、都道府県で多様な関係とどうやって合意形成をとって計画をつくっていったらというのはなかなか難しいのかなと思いますし、審議会を開くだけじゃだめだという意見をおっしゃる方もおられるかもしれませんから、計画手法といいますか、こういう形でこういうステップを踏んで計画をつくっていくのですよというある程度目安みたいなものも示せるとさらにいいものになるのではないかなと思いました。

以上です。

【委員長】 ほかに。

【委員】 これは質問のようなことなのですけれども、せっかく質的な向上というキーワードが出ておるのですが、参考資料2-3ですか、3つのこれまでの計画を示されるとどうしても定量的な指標しかないのですけれども、定性的な指標みたいなものがうまく設定できないのかなという気がいたします。ここの資料でも定量的な目標設定ということがあるわけですが、国土利用計画が指針的な計画であるというところをむしろ積極的な形で定性的に示すことができないものかなとちょっと思いつきのことなのですけれども。

【委員長】 その点は、先ほど低未利用地というのはある意味で量であるけれども定性的でもあるのですね。定性的要素が入った途端、先ほどお答えをいただいたように定義が非常に難しくなって、全国画一的にデータを集めるということはなかなか難しくなるかなという感じを事務局も持っているし、私もそう思っているものですから、全国計画の中で

定性的なものをどこまで入れられるか課題です。これは検討すべき価値はあると思いますけれども、どこまでほんとうに実現するかというのはなかなか難しいかもしれません。その点についてはまた今後ご議論させていただきたいと思います。

そのほか。どうぞ。

【委員】 国土利用計画の全国計画、これを見直していく際のこれからの考え方ということだと思うのですが、私は第3次の全国計画がこれまでここで議論してきたようなことと全然別のことを言っているとは思わないのです。むしろ状況はより顕在化しているというとらえ方をすべきだと思うのですが、そういうことを考えた上で、国土の質的向上の重視という3点について申し上げると、確かに質的向上というのはあるところでは、例えばランドスケープという観点を強化するという意味では質的向上という言葉がふさわしいと思うのですが、それ以上にむしろこれまでは土地利用調整をずっとしてきたということに対して調整する必要のないような自体が発生してきて、むしろ土地利用のある種の崩壊というところが非常に大きな問題になってきているというのがより深刻な状況認識だと思うのですが、そうするとそれを「質的向上」という言葉で表現していいのかどうか。私は、質的向上と同時に例えばメンテナンスというのですか、これは国民的経営という言葉と相通するものがあると思いますけれども、更新とか、そういう言葉を並列して議論すべきじゃないかなと思うというのが1点です。

それから、2番目として、当初は安全性、快適性、健康性を言っていたけれども、これが安全で安心できる国土云々になったというのは、これはほとんど論理がないですね。つまり安全ということを行った延長線上に安全で安心できる国土利用と言っているわけだし、それから健全性と言っている議論の延長線上に自然との共生があるわけだし、快適性と言っていることの議論の延長線上に美しくゆとりのある国土と言っているわけで、このところは方針が変わったのか、変わってないのかというのをもう一遍考え直して、変わってないのを何も変わったと言う必要ないと思うのです。これは国土利用計画として一貫して保持してきた考え方だと言えばいいので、言葉が変わったら変わったというのはちょっとあまりにも議論としてプリミティブだと思うので、検討いただきたいと思います。

それから、3番目の点は、土地利用調整の時代じゃなくて土地利用の中身の話だという議論なのですが、私は、もしかしたら、また新たな土地利用の調整の時代が来ているのではないかと。それは一方が他方を駆逐するので、それを何とか守らなきゃいけないという意味での土地利用調整ではなくて、地方都市と農村部というのが今までは全然別のも

のだったけれども、これらは、抱き合わせで考えていかないと生きていけないというようなことを言ったときに、従来の調整じゃない意味で土地利用間の相互の関連性をどうやってつけていくのか、これは、都市がこれから人口減少時代に郊外地をどうやっていくか、これも土地利用間の調整の問題ですね。そういう意味で、新たな調整論というのが必要になってきたというとらえ方をしていくべきなのではないかなと思うのです。これではとにかく相互の関係はもういいから、次は中身の話に入るのだという書き方ですけれども、私はそういうものとは違う土地利用間の関係性について議論することも必要なのではないかなと思います。

あと2点、今まで出てきた議論のかかわりでコメントすると、土地利用区分のカテゴリー、確かに私も何度もこんなのではだめだから、もっと複合的なカテゴリーをつくるとか、レクリエーション的な土地利用というのは要るのではないかとか、場合によっては全部を国土100%で区分するのではなくてオーバーラッピングするような議論があってもいいのではないかとかいろいろ言っても、最後ここにくるのです。ずっときたのです。これはこれで、まあ、そうなのだったら、むしろこんなふうに住居と商業という、将来だつてあまりあてにならない将来を書いているだけのはずですから、そんなものを出すよりも、きっちりと国土のこのカテゴリーがどう変遷してきたのかということを押さえて、この議論はその延長線上にどこに向かうのだということが明確になるような、一種の最近はそういうのがありますよね、ベースラインを引いて、ベースラインからどう伸びて減少していくのか、そういうせめて表ぐらいにしてもらえると少しは見ても見がいがあるようになると思うのですけれども。これを、またもう一回やるというのだとちょっと、これは耐えられないですね。

それから、もう一つは、アセスメントの話が出てきて、これは、私も大変重要だと思うのですが、これはおそらく国土利用計画の全国計画の話じゃなくて、多分都道府県計画とか市町村計画というものと計画アセスというのがどういうふうにつながるかという応用問題だと思うのです。これは考える価値があると思うのですけれども、この議論の中でやるかどうかは別ですけれども。1つは、国土利用計画というものと官のいう影響評価の計画というか、体系というのは、環境影響評価法というのがあって、その中で戦略アセスメントとっているというのと、こことも何のレファーマーもないわけです、お互いに。だから、話としてはいいけれどもというので終わりにしてしまうのです。だから、せつかくこういうふう計画、今全総と含めて少し体系的に見直そうとしているのだから、そこは大き

く省庁間をまたがる異なる法律間の連携をどういうふうに考えていくのかということとして考えてみてほしいと思うのです。そうでなければ大変いいお話を伺いました。さようならで終わってしまうと思うのです。

そういう点でいうと、国土利用計画、特に都道府県計画と、それから何よりも市町村計画、今後ほんとうにみんなつくってくれるかどうかって危ないですよ。そういうときに一つの売り物として、国土利用計画は市町村の脆弱な環境を全部マッピングしますと。そういうものに基づいているんな使い方ができますよという逆にセールスポイントとして売り出していくぐらいの話があるのか、ないのか。そこいらを考えないと、このままの議論でいくと、全総に引っついていては全国計画いいですけども、都道府県計画と市町村計画を残すのですよね、これ。残さざるを得ないわけです。残したときに市町村が、あるいは都道府県が何のために我々はこんなものをつくらないといけないのだということに対して、今の段階では答えられないと思うのです。答えるときに、こういう役に立つのだということをし少し計画をまたがるような格好でアピールするという問題だととらえてくれると、おそらく今日出た意見というのはものすごく生きてくると思うのですけれども。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 議論、既に委員の方々から出尽くしていると思うのですけれども、今これから先つくる計画というのは実に難しいと思うのです。上り調子のときの右肩上がりのときにつくる計画というのは到達点を定める、その姿を定める。そのために規制をかけるとか、ある面誘導するとか、量的なとかいろんなことができると思うのですけれども、下り坂のときの計画というのは到達点でなくて着地点だと思うのです。どこに着地するか。その着地するのはそれぞれのところで、またそれぞれ別個にいろんなものがある。そして、それを量的に正確にいくら書いてみてもそれが定かではないと思うのです。そのとき何が問われているかといったら、着地点はここを超えてはいけないという、ここを超えてはならない、一線をしっかり示すことだと思うので、量とか何とかよりも一番示してほしいのは志だと思うのです。それもこのよくなときの世界をつくっていくのにやっぱり私は官の役割が一番大きいのではないかと思ひまして、特に国、それから地方自治体、しっかりした志を持ってしっかり計画を立てないと、国民的経営もいいですけども国民、ほんとうはあてにならないと思います。みんな勝手ですから。

だから、先ほど委員のご意見にもございましたけれども、いろんな計画があると思ひま

すけれども、例えば自動車道をつくるというときに、おそらく国交省、事前にルートを相談したり、おろしたりすることはまず絶対できないと思います。それをやりますと、こっちに来てくれ、こっちに来てくれ、みんなに聞いたら絶対まとまりっこないから、最後の最後決めてやらないといけないと思うのです。その決めてやる決め方が志が高いかどうか、が問われているのであって、総合的にそれが判断されているかどうかであって、決まってしまうたら絶対それをやらないと、そこでまた相談してくれとか、いや、こっちがいい、あっちがいいと言っているとできっこないということになってしまうのではないかと思います。

そういうような具合ですから、そういう志の高さを保つことを応援できるような、超えてはならない一線というかこれだけは守る、ここを考えてやったらそれぞれの官庁、あるいはそれぞれのところ、あるいはそれぞれの地域でこれを考えてからやってくれという筋をぜひ示していただきたいな。その点が少し、全体的には間違いありませんけれども、先ほど委員の方々からもそういうお話が出ていると思いますけれども、要するにその部分ではないかなと思いました。

【委員長】 わかりました。

もう一つ議題がございまして、今までのご意見に事務局から特にお答えいただく点はございますか。

【事務局】 いろいろご指摘をいただきましたのでしっかり検討していかなければいけないと思いますけれども、今ここで、例えば全国的な現在の利用区分別面積目標ですとか、実は委員に毎回しかられるのですけれども、問題意識を持ちましていろいろ見直すのですけれども、市町村まで含めてデータの積み上げですとか、あるいは信頼性とかいうことを考えて、なかなか技術的にこれを大きくいじることができないで今までできております。一方で、関係省庁で作業をお願いするですとか、県にも協力を依頼するという段取りの中で、少なくともこれまでやってきたことについては引き続きお願いしますよというところはちょっとこれで作業としては進めざるを得ないのかなと思っております。

一方で、3階建ての全部貫くようなものになるのか、あるいはもう少し臨機応変な柔軟なものになるのか、あるいはベンチマーク的な指標になるのか、いろんな温度のはかり方についてはさっきの低未利用地の話も出ましたけれども、引き続き課題であると認識しております。

それと関連しまして、情報が決定的に不足しているところもありますので、そこは短い

時間でぱっぱっと集めることもできませんので、情報整理自体が、国土のモニタリング自体が形成計画含めて多分これから引き続き大きな課題になっていくのだろうなと思っております。

それから、最後に、全国計画のあり方という話と、それから3階建ての計画体系、仕組みを踏まえて市町村等にこんなツールがありますよとか、いろんな市町村の計画の策定の環境整備のお手伝いをするという部分と、もちろん一体ですけれども、全国計画の核という話と、その仕組みをもう少し、環境をいじくるという話と少し分けて考えないといけないのかなとも思っています、その意味でこれまでも実は市町村計画のあり方について、あるいは市町村計画の使い方についていろんな対策を講じてきてはいますので、それを見直しながら計画策定と全国計画策定と並行して、むしろ全国計画をつくった後どのように都道府県や市町村に話をしていくかという中でまた相談していきたいと思っております。

いずれにしても大変たくさんのご指摘をいただきまして、ちょっと今消化できませんけれども、次につなげていきたいと思えます。ありがとうございます。

【委員長】 少なくとも今回我々専門委員会は、先ほどご確認いただいた中間取りまとめをまとめたわけです。おそらくあの中には、委員のおっしゃるように、この時代のある志が込められた文章になっていると思います。その文章をどこまで国土利用計画の中に組み込むことができるかという議論を今後この専門委員会としてやっていきたい。国土利用計画というのは何となくあって、どういう効果があるのかなという疑問を持つ人もいらっしゃるのですが、私が感じている限りでは、例えば市町村が、先ほどお話ししたような新しい条例をつくるときに土地基本法と国土利用計画、それがどういう表現をしているかということを一応皆さん参考にされて、国ではこういうことを言っている、こういうツールを持っているから自分たちの市町村の条例というのはそういう位置づけをもとに議論しているのです。そこから始める条例は結構あるのです。そういう意味でも重要ですから、そういうベースになる議論をぜひして、全国計画の中に位置づけておきたいと思っております。

ただ指標の問題はいろいろ冒頭からご議論がございましたけれども、なかなか難しい点があるので、これは実務、あるいはそれぞれの関係官庁との調整、枠組みの中でむしろ事務方とのご意見をいただきながらこの専門委員会で調整していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

もう一つ、国土の国民的経営の議論がありますので、今の議論と重なっておりますので、

もし再度今の国土利用計画のお話があればそのときにお話をいただくということにして、とりあえず3番目の議論もさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 参考資料の3であります。参考資料の3でパワーポイントの資料で、横長の資料であります。「国土の国民経営の推進方法について」という資料、お手元にありますでしょうか。

実は今回とそれから8月25日と2回にわたって、国民的経営の議論をお願いしたいと思っております。今回はその前半であります。1ページから簡単にここに思っていることをご紹介しますと思います。まず、1ページはこのペーパーの全体像、目次みたいなものでありまして、国土管理の全体像をまずピンどめしないといけないと何をしたいかわからないということで、全体像をどう考えたらよいか。ここでは、特に、都市のボランティアが自由時間にやるということだけを国民的経営ということではないということに非常に強く意識したものにしてほしいと思っております。その意味で経営の目的ですとか、あり方ですとか、担い手の考え方、これも直接、間接、広くとらえたいということでもあります。このページ以降にもう少しブレークダウンしたいと思っております。

それから、全体像を踏まえた上で、今度は理念ではなくて具体的な事業とか具体的な施策の方向性を出していかなければいけないと思っておりますので、そのための具体化や実効性を高めるための工夫について検討していただきたいということで、戦略的課題としての国民的経営の具体化につなげてまいりたいということでもあります。

2ページにまいりますと、今申し上げたようなことを少し文章で整理しております、農地、森林がさまざまな社会的便益をもたらしておると。一方で適切な管理が行えないものが増えておって、いろんな問題があると。こうした問題は、一つは管理を行ってきた所有者がいろんな理由で管理しなくなっているということであるけれども、一方で所有者は単に資産管理上合理的な行動をとっているにすぎないという見方もあって、所有者の管理責任に期待するだけでは難しいのではないかとということで、所有者による管理ももちろん含みますけれども、それに加えて新たな管理の仕組み、仕組みというのはここでは社会の仕組みといった大きな意味でありますけれども、構築していきたい。それをできるだけ具体的なものにもつなげていきたいということでもあります。

3ページにまいりまして、国民的経営の目的でありますけれども、参加意識の高まりですとか、地域住民のいろんな動きが出てきていると。そのような多様な主体が動くことを助長していくことは重要であろうということなので、所有者による管理に加えて多様な主

体が取り組むことについても促進して、相互作用を目指していきたい。じゃ、具体的にどうするのだということになるわけですが、両方、両にらみで行っていく必要があるということでもあります。

4 ページにまいりまして、1 つが、だれが国土管理を担っていくのかという整理でありまして、その方向性が1 つは所有者。これは公であり、私有、公有にかかわらず所有者である。それから、もう一つがプロへの管理委託。これは、所有者であってもプロが管理しないと、委託しないと回らないという部分もある。①、②があつて、それから③の多様な主体の参画と協働というのがあるということでもあります。

①と②というのは、いわば産業政策なり、収益性の範囲でものを考えなければ回りませんのでそういうものでありますし、③については収益性ということは当初は少なくとも期待できませんので、産業政策の中での枠組みではなかなか考えにくいのではないかとすることで、③についてはボランティアによる森づくりみたいなものがぱらぱらと散見はされておりますけれども、それが面的に広がっているわけではないと認識しておりますので、こういう認識であると。

それから、事業者の知恵とノウハウの提供によって既存産業を活性化するですとか、地域の農産物や間伐材製品の選択購入など間接的な取り組みなんかも考えられるということで、このような取り組みを全体として拡大して、仕組みを構築していく必要があるということでもあります。

このようなことを文章でまとめておりますのが5 ページであります。5 ページは飛ばします。

それから、6 ページにまいりまして、このような問題意識のもと国土管理としてマトリックスにまとめておりますけれども、左側でだれがやるのという話と、それからどんなことをやってほしいのということと、現状がどうなのかと。そうすると現状と期待される行動の間にギャップがある。このギャップをどうしましょうかという問題、課題の認識であります。所有者も私有であったり、公有であったり、それぞれの問題で期待される行動はあるけれども、実際は手入れが行われていないとかいう認識をそれぞれますますに例示的に書いております。

それで、ここで多様な主体というのは広い意味でありまして、直接出かけていっている活動をする人もあれば、関心層というので間接的に、間伐材で出てきた製品を購入するとかいう間接的な参加も含めた意味で多様な主体とっております。

7ページにまいりますと、このギャップをどう埋めましょうかという問題設定なのですが、方法論について整理しようとしておりまして、7ページと8ページと多分行ったり来たりしながら見ていただくのかよいかと思いますけれども、1つが、7ページで、所有者等による適切な管理に向けた条件整備。これは基本的には産業政策等々であるわけですが、それだけではなくて所有者が所有地の現況や国土管理の必要性を理解することが不可欠でありますので、普及・啓発もありましょうし、あるいは特に不在村地主みたいな話も出てきておりますので、現地調査による現況の把握ですとか、情報の共有化というところも出てこよう。あるいは、プロに紹介するためのいろんな仕組みづくりというものもあるのではないかということ。これは所有者を取り巻くいろんな条件整備のための方策の考え方であります。

それから、もう一つの切り口が、多様な主体の育成ということで、これはまさにこの活動に従事してもらうような人々の育成であります。情報整備なども含まれるということかなと思います。

それから、3番目が国土管理への参加手法の多様化というもので、直接出かけていっていろんなことをやるということにとどめてしまうと非常に広がりが少ないということもありますので、それだけではなくていろんな参加手法を用意したい。間接的な参加手法であります寄付・資金提供の推進ですとか、特定のテーマでのいろんな協働プロジェクトですとか、あるいは間伐材製品等の選択的購入という方向が考えられます。このほかにもいろいろありますので、これについていろいろお知恵をいただきたいということでもあります。

8ページにこれを漫画にしたものがありまして、8ページを見ていただきますと、点線で囲っているのは国土だと思ってください。国土の中に適切に管理された国土もあれば、適切に管理されない国土もあって、適切に管理されない国土はできるだけたくさん適切に管理された国土のグループに返したいという思いがあって、そこを推進する推進力というのは基本的には所有者などによる適切な管理に向けた条件整備であることを主旨として、産業のための施策であり、ただ、7ページで申し上げたように情報提供ですとか、情報整備とか、そういうものも大事になってくるだろう。そこにどんなものがあるのでしょうかということでもあります。

それから、多様な主体の育成。これはすいません、ここでは多様な主体というのは主として直接出かけていっていろんな活動する人たちを主として指しておりまして、同じ文章の中で「多様な」が2つの意味で使われていて混同するのですけれども、ここは直接的に

出かけていく人です。それから、下のほうにある参加手法の多様化というので間接的なあり方についてもいろいろ考えていきたいということでもあります。

本日の問いかけは、1つは、ギャップをどう埋めたらいいか。6ページの現状と期待される行動をどう埋めたらよいかという話で、同じ問題、違う切り口で8ページの問題のように設定して、網をかけて色を塗った3つの箱について、個別の事例は前回の委員会でも見ていただきまして、これはお手元のファイルにもあります。個別な事例を面的に広げるためにどういう方策が一番肝になってくるのかということについて今検討中でありまして、ぜひ委員の方々にもお知恵をかしていただきたいということでございます。

すいません、ありがとうございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、これについてご意見をいただきたいと思います。

【委員】 ただいまのご説明の中に「プロ」という言葉が出てくるんですけども、このプロというのはどんなふうにイメージしてよろしいのでしょうか。

【事務局】 私の浅い理解ですけども、森林管理ですと例えば農家がいわば本業ではなく山を裏に抱えている場合もあつたりすると思います。それにつきまして、その所有者自体はあまり森林を経営するというマインドはないのかもしれませんが。一方で、例えば森林組合などに森林経営のプロがおられれば、むしろそのプロにどんどん積極的にこれまで以上に委託して、お互いにプロが動きやすくする環境を整備していく必要があるのではないかとこの主旨でございます。例えば。

【委員】 これは、時代がちょっと古くなるのですけれども、例えば委員のところの所有というのは今1,000ヘクタールあるのですけれども、江戸時代からずうっと周辺の森林を集中化する中で、地域の中で所有者として屹立して、しかもその中で雇用の場を提供しながら地域経済そのものを扶養化していくという、そういう意味において私は委員というのはプロだったと思うのです。今ここで議論しようとしている「プロ」というのは、むしろ土地所有者というものに対してもそういうことを期待できないよと、だから、ここでは言っていないのですけれども、乱暴に言えば所有権と利用権みたいなものを分けて、利用権というものをここで言っているプロに委譲していくような、そういう考え方で国民的経営をしていこうという考えとみてよろしいのですか。

【事務局】 それは要素の一つなのではないかという問いかけです。そこは、例えば農業におきましても担い手の集約化ですとかそういうこともありますので。ただ、国民的経

営の一つの要素であって、そういう要素も一つとしては大事にしていかなければいけないのではないかと。それがないと単にボランティアに出かけていだけということになってしまいますので、多分ボランティア、活動する上でもそういうしっかりした活動がないと、お互い相乗効果の出ようがないということもありまして、「プロ」という言葉が適切かどうか分かりませんが、例示的に申し上げたようなものかと思っております。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 経営ができる前提条件の整備ということが大事じゃないかと思うんですが、まずは、だれがどこにどれだけ持っている。特に山林と田畑等について所有者が、それから境の確定ができていないので、それをはっきり把握するということがなしには、おぼろげにわかっても実際にはできないという問題があります。

それと、それがはっきりしても、法整備をする必要があつて。相続でばらばらになっていまして、今の法が決められるときは確かに民主的になってよかったのかもしれませんが、今では使うに使えるという土地が相当の割合あると思うのです。それをどうするかという法整備、それからもう一方で、測量といいますか、土地をしっかり把握するというこのこれは国策としてお金をかけてでも即刻やるべきだと思いますが、そういう条件整備がないと、いい計画を立てても前に進まないのではないかなという心配をします。

【委員長】 前者についてはかなり測量を進めているのですよね。違いましたっけ？

【事務局】 地籍調査をやっておりますが、農用地については相当進んでいると聞いておりますが、林地につきましては非常に難しい……。

【事務局】 山林についても進んでおりませんが、境目がよくわからないという問題がありまして、地籍調査において、都市部と同様に一つの課題地域があります。

【委員長】 課題なのですか。

【委員】 この図を拝見して感じたのは、インセンティブというか、特に税等のインセンティブをどうつけるかということがかなり大きな力になるのではないかと思うのですが、非常に財政が厳しい中でそういうことは言うてはいけないと思うのですが、例えば農地の宅地並み課税等をやっていると思うのですが、昔のように人口がどんどん増えていくときと、人口がどんどん減っていくときではそういう考え方も違うと思いますが、そういう視点をどこかにいれないと機能しないのではないかと思います。

【委員】 これは先ほどの国土利用計画との関係もあるのですが、例えば4ページの図が非常にわかりやすいかと思うのですが、今回の文章といいますか方向性というの

は、国土の国民的経営の担い手とか、主体とか、組織のあり方まで踏み込んだ検討をされているという意味で、非常に今までにないような積極的な意味があると思うのです。その場合、従来であれば所有者とか、土地の権利者がいわばあるべき土地の方向性というのを良かれ悪しかれずっとリードしたといえますか、牽引していったと思うわけですが、この4ページに描いてあるような図を前提にしていった場合、所有者というのは従来ほどの期待ができないといえますか、牽引者として役割を果たし得ない。その場合当然のことながらNPOとか、あるいはボランティアなどへの期待が高まってくるわけですが、やはりこれは従来から指摘されていることですが、その際活動といえますか、貢献の継続性については常に不安がつきまとうわけです。となりますと、こういった所有者とか、あるいは農家とか、林業家とか、さらにはボランティアとかNPOなどを継続的に担い手として維持していくような仕組みづくりといえますか、組織づくり、その中には当然参加手続も入っているかと思うのですが、そういったことがこれから非常に重要になってくるのかなという気がして、当然その際、基礎自治体である市町村がコーディネートとして非常に重要であることは間違いないのですけれども、同時にそういった関係のパートナーの協議体のようなものにむしろもっと高い位置づけを与えて、いろんな土地利用の計画決定に当たっての決定権とか、あるいは財政的な裏付けについての決定権も含めてそういった組織とか、協議体に認めていくといったような、従来にないような組織論が必要になってくるのではないかなという気がします。

そういったやり方と、そういった協議体の決定と、それから例えば市町村とか国が例えば協定とか契約を結んで事業を推進していくための財政的裏付けをしていくとか、そういういろんな新しい枠組みが今後は必要になってくるのではないかという感想を持ちました。以上です。

【委員長】 その辺はいろいろご議論があるかと思うので、別のところで議論されているということもございますので、あわせておそらく必要な議論だろうと思っております。ありがとうございます。

【委員】 今さらながらなのですが、ここで言っている国土管理に対しての国民的経営というときの国土管理なのですが、どうしてもこの資料にしても、それから議論の流れにしても国土管理というのが農業と林業ということに終始しているような気がしているんですけども、そういうふうな認識の仕方というか、そういうふうなものに対しての国民的経営と考えていいのかという質問としてのことが1点と、あと、それから、6ペー

ジのマトリックスのところで、先ほど事務局のほうから所有者、プロ、多様な主体ということで、そういうところにいるいろいろギャップというか、いくらかの違いがあるというお話だったのですが、それはあって当たり前のことで、やはり経済的な活動としてのいわゆる国土管理というか、国土にかかわるという生き方と、それから人生の潤いだとか、生きがいだとかいうことを得てかかわるという形は違うと思うので、そこであまり国民的経営ということで過大な期待をしないほうがいい。これは、最初から私は市民活動の立場から言っていたのですけれども。ちょっとそこら辺のところで、やり方というのを考えていけると思うのですけれども、あまりにも妄想というか、妄信しないほうがいいのではないかなということで、まず、最初の質問に対して伺いたいのですが。

【事務局】 説明が農と林を中心に結果的に言葉を使ってしまったのですが、視野は、例えば2ページで国土管理の全体像ということで2つ目のポツで、「都市部における空き地や閉鎖された店舗の増加など」という認識をしております。都市部についての、かぎ括弧つきで管理がうまくいっていない空間についての部分も当然含んでおります。勉強は確かに少し足りませんので、今後やっていきたいと思っております。

それから、過大な妄想ということはそのつもりでございまして。(笑)ただ、あまりにも小さくとらえてしまえば、国民運動としてのうねりのことを考えますと小さくなってしまおうとも思うものですから、もちろん妄想で全部国民的経営でいきますよと言うつもりもありませんし、言えばむしろ否定的な反応しか返ってこないと思っておりますが、できるだけ大きく構えていきたいという思いでございます。

【委員】 すいません、今のことに関して。

【委員長】 はい。

【委員】 私も市民の立場でこの会議に出させていただいているので、決して市民パワーを軽んじているわけではないのですけれども、やはり今までの自分たちのいろんな活動を見ていて思うのは、市民だけでもできないし、それからトップダウン的な行政からのやり方だけでもいなくて、それがうまくかみ合って、しかもそこに市民でもわかりやすいような、いわゆるリテラシーにつながるような、いろんな科学的な、研究的な見地が入ってきて、市民の教養とか知識も高めながら一緒に全体で協働していくということが活動全体としてはうまくいっている一番の流れになっているので、これも最初るときから言っていたのですが、国民とかに任せるよというだけでなく、当然それはお考えだと思うのですが、一緒にやっていくのだ。だから、お互いができないことを補い合ってやっていくのだ

というスタンスを必ず見せていただきたい。それが示されるような内容にさせていただきたいと思います。

【委員長】 はい、わかりました。

【委員】 「国民的経営」という言葉、非常に素晴らしい言葉だと思うのですが、現実と理想とは全然違うと思うのです。特に今までの介護を含むような福祉関係、防犯関係、環境関係、これはNPO、ボランティアの方がついて、これは国民そろって大賛成をして、また協力もしていただきますが、例えば森林のボランティアにしる、現状やっている農地を利用する水田にはじまっているボランティアにしる、これは現実を直しておかなければとても持続可能なんてもので続くわけではないのです、はっきり申し上げて。ほとんどの農家が例えば機械化によって人力は減らしましたけれども、今度は金銭的にパンクになっている。じゃ、実際どうやって食べているかという、都市部の農家は結局農外収入をあてにしているという感じで、おそらく林業なんかも、私たちも森林ボランティアをつくってやっていますが、国有林は行かれるのです。ところが民有林はだめなのです。民有林、やってやろうとすると、何、個人のものという感じで、ボランティアは入れません。ところが、先ほど申したように、例えば森林、いいじゃないか、ここ、やってやろうよという、今度は、先ほど言ったように地籍調査をしていませんので境が全然つかまらない。今県でも民有林の地籍調査をやっていますけれども、境がわからなくて調査できないのです。そのほうが困るような感じで。

ですから、この国民的経営という一つの示唆については、現実というものがどうなっているかをよく調査して、どうしてこうなっているのかというものを排除しない限りは国民的経営なんてとてもできるものではない。農業というのは体力も要りますし、長い間の経験、それからもう一つは天候にもものすごく左右されますから、そういう形の中で進んでおきますので、ぜひとも現実というものを直視して、国民的経営についての議論をまとめてほしいなと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 森林の問題も少し出ましたので、私も実はボランティアにも参加していて、森林管理の東京を中心としたボランティアの運営と一緒にやらせていただいて、かたや自分で経営をしてという立場なのですけれども、国民的経営の場合、ボランティアでやれる部分というのは、一つの林地をボランティアが管理することを通じて一般の方々に理解し

てもらふ通訳の役目というのが今の森林のボランティアの一番大きな役目だと理解をして私はずっと協力しています。彼らがやったところはよくなるのですが、数字的に見たらほとんど意味がない。ただし、彼らがやることは我々がやるよりはるかに大きなPR効果になるというとらえ方があると思うので、非常に大事だと思います。

今、それよりは、8ページの下の国土管理の参加手法の多様化という部分で、さっき委員が、税の話をちょっとお話しされましたが、例えば北海道の例なのですけれども、ボランティアで森林管理をやろうとして荒廃した森林を購入した人たちがいらっしゃる。彼らは購入して資金切れで終わってしまったのです。苗木もお金をはらわないといけませんから、動かなくなる。そうすると、かなり有名なNPOでいろんな白書なんかにも出てきているのですけれども、実際には金がない。そこにどう金をつぎ込むかというときに、例えば企業にお願いをして、あそこに金を出してやってくださいということが出来る森林管理のNPOに金が行くようなルートをつくる。実はそのように企業と森林管理をつなぐNPOを私はつくっていて、企業にお話をしているのですけれども、そこで一番大事なものは2つあって、ひとつは森林にそういうお金を出したときに何かしらのCSRとして評価するなり、あるいは数値的な評価として例えば環境報告書に出せるような評価手法が必要です。実は私どもは評価手法をセットしたNPOにしたので、今は企業にお願いをしながら、お金を出していただいたらそれに見合った数値をお返ししますと説明しています。そういう仕組みをしっかりとつくる。もうひとつはそのようなところに資金を入れたら減税などの恩恵を受けられる制度を作っておくことが一番大事だと思うのです。我々がぶつかるところは、企業はお金を出したいのだけれども、株主に対する説明責任がつかないということがほとんどです。だから、説明責任を果たさなくてもいい程度の金額で処理したい。また今までと違って、法人が大きな森林を買おうというときも結構出てくるのです。数千ヘクタールの森林をまったく林業とは関係ない企業が買ってしまふ。そのときにも、お金はある、買う気はある。株主に対する説明責任がつかないというところに戻ってきて、経営者が決心つかないということが非常に多いのです。

そういう意味では、2つの意味で、経済的にある程度恩恵をちゃんと与えられるのと、株主に対する説明責任がつかうような形で制度を作っていくことが重要だと思います。そういうことができないと農地も含めて参加手法の多様化というのは難しいような気がします。

【委員長】　そうですね。極めて重要なご指摘ありがとうございます。

【委員】　話は結局8ページの絵に尽きると思うのですけれども、8ページの絵の描き

方がさまざまなレベルを含んでいるために、我々もどういうふうにこれを議論していったらいいのかがよくわからない。

私も一番最初に、まず明らかにしておかないといけないところはどこかなと思うと、まず一つは、先ほど委員がおっしゃったように、一つ一つのこれはカテゴリー別、あるいは利用区分別だと思えばいいと。利用区分別に適切にその部分が管理されているか、そうでない土地であるかということに対してどう対応していくのかということだとまず思いました。そうすると、適切に管理されているということはどうなのか、不適切ということはどうなのかということもきちんと定義しないといけない。確かに林地とか農地については不適切というのがよくわかるような気がするのだけれども、それが一体どんな問題を国土の、あるいは国の問題として起こしているのかということもやはりきちんと不適切の意味として書くべきではないのかなという気がしました。そうすると、例えば都市部だったただ単に未利用地があるというだけで不適切な管理がされているだけでなく、非常に高度化された都市で快適に過ごしているという視点が仮に確立されていても、ある面で不適切な部分がひょっとしたらあるのかもしれない。例えば非常に過度な高エネルギー投入型であったりということも一つの不適切な国土管理の中につながっているのかもしれないという形で、「不適切」な言葉の意味を少し正確にして、それが一体国にどんな問題をもたらしているのかもやはり書こうではないかということをご提案したいということです。

それで、じゃ、適切に管理された利用区分カテゴリーというのはどうなっているのかというと、何らかの価値を生んで、それによってそこが対価を得ることによって適切に管理できるという仕組みなのだという書き方だと思います。そうすると、それはもともとの業としての価値を生んでいる適切な場合と、例えば林地であってもそれが環境面で何らかの価値を生んでいる場合もある部分としてはあるかもしれないし、ある意味ではレクリエーション、アメニティーという視点での価値を生んでいるかもしれない。もちろんそのときにはその対価をだれが払うかという問題も残ってくる。その対価に対して外側からどなたかが支援すれば、そこは適正な管理のための経済的回転がスムーズにいくということを考えていくと、外部から一体どんなアクションをかけていけばいいのかということがわかるかだと思います。

例えば農地でも、ほとんど農地として放棄されたところでも、例えば氾濫源とか流域の中での環境に非常にいいようなところと認められたときには、ある程度、この間も委員がおっしゃったかな、土地の問題と水利用、水資源というのですかね、それからそのための

水利施設というものがあ程度運営されなければ管理された国土と言えない、あるいは管理された土地利用区分カテゴリーと言えない。そうすれば、そういう価値のためにだれかがお金を払うということになれば、例えば農業従事者の方が水利施設をしっかり守り、水資源をしっかり確保するという動きができて、適切に管理されて、それは生態系としてのサービスをもたらすだろう。じゃ、その生態系のサービスに関してはだれが支払うべきかという仕組みを少し分解されてきちんと書かれると、この話が林地とか、農地の議論だけでなく、さまざまなカテゴリーに対して普遍的に使える話になるし、一体どういうものを投入すれば、ただ単にPR的な形でのNPO、あるいはボランティアの投入だけなのか、それとも先ほど言われたようにサステナブルに回るような仕組みをつくるのか。その辺もサステナブルに回らなくても一旦非常にイニシアチブ的に、あるいはそれがドライビングフォースになるような投入の仕方もあるだろうという、そういう仕組みをつくっていかれたら議論が進むのではないかなという気がいたします。

【委員長】 ありがとうございます。先ほどできるだけ国民にわかりやすく説明できるような形をとらないとこの国民的経営は動かないというご意見がございました。一方で、今回の国土形成計画では、国民的な運動にもこれを持っていこうとすると、できるだけ簡明にわかりやすく表現していくということも重要なので、その2つの兼ね合いをどういうふうによく表現していくかということがこれからの課題だろうと思っておりますので、両方のご意見をいただきましたので、ぜひそのようなまとめにしていきたいと思えます。

時間が予定の時間を10分ほど経過しておりますので、申しわけありませんけれども、ここで一応切らせていただいて、もしご意見重ねてあるようでしたら事務局にファクスその他でいただきたいと思えます。

あと少し事務的な手続がございますので、よろしくお願いたします。

【事務局】 ありがとうございます。

参考資料の4-1はさっき見ていただきましたので、4-2、3、4について簡単にご紹介いたします。

参考資料4-2でありますけれども、本日の国土利用計画に関するご指摘なども頭に置きながら、9月14日にごらんのような時間帯で4省につきまして、これは土地と関係が非常に深いのですけれども、4省につきましてヒアリングを委員会としてかけていただきたいということがございます。これは過去3回、各計画策定に当たりまして委員会として各省からそれぞれの観点から国土利用についてどのような現状認識を持っているかなどに

ついてヒアリングをしていただいたということがございますので、恐縮ですが、午前、午後と長時間にわたりますけれども、委員の方々、関係省のヒアリングをお願いしたいということでございます。関係省庁には既に事務的にお願いしておりまして、準備に入っております。

それから、参考資料4-3ですけれども、いろいろご議論があるのですけれども、少なくとも現行の土地利用と利用区分別面積の枠組みで、その部分については作業にそろそろ取りかからなければいけない状況になっておるものですから、都道府県に対しましてそれぞれの県についてこれまでの国土利用の推移などごらんのような枠組みで作業をお願いしようと思っております。これは来週県の担当者にも来ていただきまして、細かくご説明して、数字の積み上げをお願いしたいということでもあります。

この数字は全国計画の数字を積み上げていく段階での参考値として使わせていただきまして、県は改めて各県が自分で国土利用計画を策定するときには独自に集計して、目標年次も独自に策定しますけれども、全国計画の策定に当たっての参考データを県にこのような形で集計を依頼するというところでございます。

それから、参考資料4-4ですけれども、これは今後のスケジュールであります。国土審議会計画部会と、それから当委員会と2つ並べておりまして、左側の計画部会では6月30日に審議会が開かれまして、今度は8月7日に次の計画部会が開かれますけれども、人口の将来推計等について見ていただくということと、それから今年の秋ごろ、秋も暑い秋もあれば寒い秋もありますけれども、秋ごろに計画部会としての中間取りまとめを出していただくということでございます。これは国土利用計画の中間取りまとめという側面もあるのですけれども、それはこの間の専門委員会から計画部会に対する報告を取り込んだ形での部会としての中間取りまとめになります。

一方、当委員会としましては、本日、国土利用計画についての専門的な議論を開始していただきまして、それから8月は戦略的課題ということでごらんのような課題ですし、9月14日にヒアリングということを経てくださいまして、日程についてはまた後ほど委員の方々にお伺いしたいと思いますけれども、国土利用計画、もう少し議論を進めた形でもう一遍見ていただきたいということでございます。順次、後は閣議決定が来年中ぐらいまでですので、形成計画と歩調を合わせながら進めていただくということでもあります。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

今回は8月25日。国土の国民的経営とエコロジカル・ネットワークの議論をしていた
だき、11回目が9月14日、関係省庁ヒアリングをした上で改めて国土利用計画の議論
を専門委員会として深めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして散会にさせてい
ただきます。

ありがとうございます。

【事務局】 どうもありがとうございました。

すいません、お手元の資料につきましては、もしよろしければ置いておいていただけ
ば、後ほど郵送いたします。

— 了 —